

第 96 号 議 案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 11 月 26 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

目次

第 1 編 関係条例の一部改正（第 1 条―第24条）

第 2 編 経過措置

第 1 章 通則（第25条・第26条）

第 2 章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置（第27条―第29条）

第 3 章 その他（第30条）

附則

第 1 編 関係条例の一部改正

（長崎県行政不服審査会条例の一部改正）

第 1 条 長崎県行政不服審査会条例（平成28年長崎県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（罰則） 第 7 条 第 3 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第 7 条 第 3 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

（長崎県情報公開条例の一部改正）

第 2 条 長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（罰則） 第37条 第22条第 7 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、 1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第37条 第22条第 7 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、 1 年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

（長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第 3 条 長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年長崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（罰則） 第18条 第 9 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、 1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 第 6 条 附則第 2 条第 1 項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 6 号に規定する公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以降に提供したときは、 2 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第 7 条 附則第 2 条第 1 項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録さ	（罰則） 第18条 第 9 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、 1 年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 第 6 条 附則第 2 条第 1 項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 6 号に規定する公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以降に提供したときは、 2 年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第 7 条 附則第 2 条第 1 項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録さ

れた旧条例第2条第6号に規定する公文書（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含み、前条に規定するものを除く。）を施行日以降に提供したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第8条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報を施行日以降に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第9条 附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	れた旧条例第2条第6号に規定する公文書（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含み、前条に規定するものを除く。）を施行日以降に提供したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第8条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報を施行日以降に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第9条 附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。
--	---

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 職員の給与に関する条例（昭和32年条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの	第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) 略 4～6 略	第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) 略 4～6 略
--	--

（職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第5条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年長崎県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(失職の例外)	(失職の例外)

第5条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故により、<u>拘禁刑</u>に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとするができる。 2 略	第5条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故により、<u>禁こ以上の刑</u>に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとするができる。 2 略
---	--

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 職員の退職手当に関する条例(昭和29年長崎県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(失業者の退職手当) 第10条 略 2～10 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) 略 (4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)及び(6) 略 12～13 略 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手</u>	(失業者の退職手当) 第10条 略 2～10 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) 略 (4) <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)及び(6) 略 12～13 略 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給</u>

当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

15～17 略

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 略

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合には、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 略

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合には、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 略

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する

事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 略

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 略

2及び3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

附 則

事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 略

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 略

2及び3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

附 則

1～19 略

20 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りではない。

21～26 略

27 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人

1～19 略

20 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員としての在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りではない。

21～26 略

27 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学

等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

28 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

29 略

30 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則

法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

28 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

29 略

30 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則

第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。 31～40 略	第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。 31～40 略
--	--

（長崎県吏員恩給条例の一部改正）

第7条 長崎県吏員恩給条例（大正12年長崎県告示第688号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第8条 年金タル恩給（第2号又ハ第3号ノ場合ニ於テハ通算退隠料及通算扶助料ヲ除ク）ヲ受クルノ権利ヲ有スル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利消滅ス (1) 略 (2) 死刑又ハ無期若ハ3年ヲ超ユル<u>拘禁刑</u>ニ処セラレタルトキ (3) 略 2 在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ<u>拘禁刑</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ年金タル恩給（通算退隠料及通算扶助料ヲ除ク）ヲ受クルノ権利消滅ス但シ其ノ在職カ年金タル恩給ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル権利ノミ消滅ス 第12条 次ニ掲クル年月数ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス (1)～(4) 略 (5) 吏員退職後在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失罪ヲ除ク。）ニ付<u>拘禁刑</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引継キタル在職年月数 第14条 吏員次ノ各号ノ一ニ当ルトキハ他ノ引続キタル在職ニ付恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ	第8条 年金タル恩給（第2号又ハ第3号ノ場合ニ於テハ通算退隠料及通算扶助料ヲ除ク）ヲ受クルノ権利ヲ有スル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利消滅ス (1) 略 (2) 死刑又ハ無期若ハ3年ヲ超ユル<u>懲役若ハ禁錮ノ刑</u>ニ処セラレタルトキ (3) 略 2 在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ<u>禁錮</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ年金タル恩給（通算退隠料及通算扶助料ヲ除ク）ヲ受クルノ権利消滅ス但シ其ノ在職カ年金タル恩給ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル権利ノミ消滅ス 第12条 次ニ掲クル年月数ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス (1)～(4) 略 (5) 吏員退職後在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失罪ヲ除ク。）ニ付<u>禁錮</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引継キタル在職年月数 第14条 吏員次ノ各号ノ一ニ当ルトキハ他ノ引続キタル在職ニ付恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ

(1) 略 (2) 在職中<u>拘禁刑</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキ 第22条ノ2 退隠料及ビ増加退隠料ハ之ヲ受クル者3年以下ノ<u>拘禁刑</u>ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス 第29条 扶助料ヲ受クル者3年以下ノ<u>拘禁刑</u>ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ扶助料ハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス 2 前項ノ規定ハ<u>拘禁刑</u>以上ノ刑ニ処セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由発生シタル場合ニ付之ヲ準用ス	(1) 略 (2) 在職中<u>禁錮</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキ 第22条ノ2 退隠料及ビ増加退隠料ハ之ヲ受クル者3年以下ノ<u>懲役又ハ禁錮ノ刑</u>ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス 第29条 扶助料ヲ受クル者3年以下ノ<u>懲役又ハ禁錮ノ刑</u>ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ扶助料ハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス 2 前項ノ規定ハ<u>禁錮</u>以上ノ刑ニ処セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由発生シタル場合ニ付之ヲ準用ス
---	---

(長崎県未来につながる環境を守り育てる条例の一部改正) 第8条 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号）の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。	
改正後	改正前
第87条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円	第87条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以

以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 第88条 次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略 第89条 次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略 第90条 次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(6) 略 第91条 第39条の規定による命令に違反した者は、６月以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。 第92条 第22条又は第24条第２項の規定による届出（指定施設の届出がばい煙、汚水又は廃液に係るものに限る。以下この条において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者は、３月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。	下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 第88条 次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略 第89条 次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略 第90条 次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(6) 略 第91条 第39条の規定による命令に違反した者は、６月以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。 第92条 第22条又は第24条第２項の規定による届出（指定施設の届出がばい煙、汚水又は廃液に係るものに限る。以下この条において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者は、３月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。
---	---

（長崎県統計調査条例の一部改正）

第９条 長崎県統計調査条例（昭和26年長崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（罰則） 第12条 第10条第１項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、２年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第12条 第10条第１項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、２年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。

第13条 第10条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第13条 第10条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
--	---

（長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第10条 長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年長崎県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（罰則） 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	（罰則） 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

（長崎県立自然公園条例の一部改正）

第11条 長崎県立自然公園条例（昭和33年長崎県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第39条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略 第40条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	第39条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略 第40条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

（障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例の一部改正）

第12条 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例（平成25年長崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(罰則) 第50条 第26条（第48条において準用する場合を含む。）又は第31条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第50条 第26条（第48条において準用する場合を含む。）又は第31条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

（長崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第13条 長崎県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年長崎県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(年金の支給停止) 第9条 第7条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。 (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) 略	(年金の支給停止) 第9条 第7条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。 (1) 略 (2) <u>懲役又は禁固の刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) 略

（長崎県少年保護育成条例の一部改正）

第14条 長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(場所の提供又はあっせんの禁止) 第17条 何人も、次の各号の<u>いずれかに</u>掲げる行為が少年に対してなされ、又は少年がこれらの行為を行うおそれがあることを知って、場所の提供又はあっせんをしてはならない。	(場所の提供又はあっせんの禁止) 第17条 何人も、次の各号の<u>一に</u>掲げる行為が少年に対してなされ、又は少年がこれらの行為を行うおそれがあることを知って、場所の提供又はあっせんをしてはならない。

(1)～(5) 略 (罰則) 第22条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) 略 2 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)～(II) 略 3 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。 (1)～(5) 略 4 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。 (1)～(3) 略	(1)～(5) 略 (罰則) 第22条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) 略 2 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)～(II) 略 3 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。 (1)～(5) 略 4 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。 (1)～(3) 略
---	--

(長崎県いじめ問題調査委員会条例の一部改正)

第15条 長崎県いじめ問題調査委員会条例（平成26年長崎県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(罰則) 第10条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第10条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(長崎県屋外広告物条例の一部改正)

第16条 長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

（長崎県砂防指定地管理条例の一部改正）

第17条 長崎県砂防指定地管理条例（平成15年長崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（罰則） 第15条 第11条第１項の規定による知事の命令に違反した者は、１年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の <u>拘禁刑</u> 又は５万円以下の罰金に処する。 (1)～(7) 略	（罰則） 第15条 第11条第１項の規定による知事の命令に違反した者は、１年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の <u>懲役</u> 又は５万円以下の罰金に処する。 (1)～(7) 略

（市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正）

第18条 市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第16条の２ 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職し	第16条の２ 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職し

た日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第16条の3 県教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 県教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) 略 4～6 略	た日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第16条の3 県教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 県教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) 略 4～6 略
---	---

（市町村立学校県費負担教職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第19条 市町村立学校県費負担教職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和31年長崎県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（失職の例外） 第5条 教育委員会は、公務遂行中の過失による事故により、<u>拘禁刑</u>に処せられ、その刑の執行を猶予された県費負担教職員について、情状によりその職を失わないものとするができる。 2 略	（失職の例外） 第5条 教育委員会は、公務遂行中の過失による事故により、<u>禁こ以上の刑</u>に処せられ、その刑の執行を猶予された県費負担教職員について、情状によりその職を失わないものとするができる。 2 略

（長崎県迷惑行為等防止条例の一部改正）

第20条 長崎県迷惑行為等防止条例（昭和38年長崎県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（罰則） 第10条 前条第1項の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 2 常習として前条第1項の規定に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第11条 第3条の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 常習として第3条の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第12条 略 2 常習として第7条第2項の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第13条 略	（罰則） 第10条 前条第1項の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 2 常習として前条第1項の規定に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第11条 第3条の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 常習として第3条の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第12条 略 2 常習として第7条第2項の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第13条 略

2 常習として第2条、第4条から第6条まで、第7条第1項又は第8条のいずれかの規定に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	2 常習として第2条、第4条から第6条まで、第7条第1項又は第8条のいずれかの規定に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
--	---

(少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例の一部改正)

第21条 少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例（平成13年長崎県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(罰則) 第15条 第11条の規定による公安委員会の処分に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1)及び(2) 略 3 及び 4 略	(罰則) 第15条 第11条の規定による公安委員会の処分に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1)及び(2) 略 3 及び 4 略

(遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例の一部改正)

第22条 遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例（平成4年長崎県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第26条 第7条第5項の規定に違反した者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。 第27条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略 2 常習として、第16条の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。	第26条 第7条第5項の規定に違反した者は、3月以下の<u>懲役</u>又は20万円以下の罰金に処する。 第27条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略 2 常習として、第16条の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。

第28条 次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する者は、10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	第28条 次の各号の <u>一に</u> 該当する者は、10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略
--	---

(長崎県暴力団排除条例の一部改正)

第23条 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第36条 第21条第1項の規定に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 2 第32条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第36条 第21条第1項の規定に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 2 第32条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第24条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成2年長崎県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(罰則) 第10条 第5条第1項若しくは第2項の規定による警察官の命令又は第6条の規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 2 略	(罰則) 第10条 第5条第1項若しくは第2項の規定による警察官の命令又は第6条の規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 2 略

第2編 経過措置

第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第25条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の

条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第26条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第27条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第28条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第29条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第18条の規定による改正後の市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例第16条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3章 その他

（経過措置の規則への委任）

第30条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例附則第20項、第27項及び第28項の改正規定は公布の日から、同条例第10条第11項第 4 号及び第14項並びに附則第30項の改正規定並びに次項の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 6 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第10条第11項（第 4 号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって令和 7 年 4 月 1 日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号）等の公布に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。